

京都市上下水道局工事成績評定要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、京都市上下水道局が施行する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定の実施を図ることをもって、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用 語)

第 2 条 この要領において使用する用語は、次の各号に掲げるもののほか、京都市上下水道局請負工事監督要綱、京都市上下水道局工事等検査要綱及び京都市上下水道局緊急工事契約取扱要綱において使用する用語の例による。

- (1) 工事担当課 工事の施行を担当する課、場、所又はセンターをいう。
- (2) 検査担当課 技術監理室監理課をいう。

(評定の対象)

第 3 条 評定は、契約会計課が契約事務を行う工事のうち、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 請負代金額が 500 万円以上の工事。ただし、単価契約による工事を除く。
- (2) 緊急工事のうち、概算契約方式により契約を行う工事。

(評定者)

第 4 条 評定は、完成検査においては、担当監督員、主任監督員、総括監督員及び検査員が、部分検査、確認検査及び一部完成検査においては、検査員が行うものとする。

(評定の方法)

第 5 条 評定は、工事ごとに行うものとする。

2 完成検査における評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、前条に規定する評定者が、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類に基づき行うものとする。

- (1) 第 3 条第 1 号に該当する工事（同条第 2 号に該当するものを除く。） 工事成績採点表（第 1 号様式）
- (2) 第 3 条第 2 号に該当する工事（同条第 1 号に該当するものを含む。） 緊急工事成績採点表（第 2 号様式）

3 部分検査、確認検査及び一部完成検査における評定は、検査により確認した事項に基づき、前条に規定する評定者が、評定結果を部分・確認・一部完成検査の工事成績採点表（第 3 号様式）に記入することにより行うものとする。

(評定結果の通知)

第 6 条 検査担当課は、前条第 2 項の規定により作成された書類を踏まえ、工事成績評定結果通知書（第 4 号様式）及び項目別評定点表（第 5 号様式）を作成し、工事担当課に通知するものとする。

2 工事担当課は、前項の規定による通知を受けたときは、当該工事の受注者に速やかに

通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年9月1日から施行する

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市上下水道局工事成績評定要領、第5条第2項の規定は、平成26年9月1日（以下「適用日」という。）以後に締結する契約に基づく工事について適用し、適用日前に締結した契約に基づく工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市上下水道局工事成績評定要領第3条の規定は、平成30年7月1日（以下「適用日」という。）以後に締結する契約に基づく工事について適用し、適用日前に締結した契約に基づく工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。